

特別徴収義務者の皆様へ

(軽油引取税)

軽油引取税をはじめ、県税につきましては、日ごろからご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

軽油引取税の賦課徴収の適正な執行のためには、取引の流通経路に応じた適切な申告と正しい報告が求められます。特別徴収義務者の皆様が、毎月の申告・報告書などを作成するときの注意点や記入方法などをまとめましたので、本冊子を参考にして、誤りのないようお願いいたします。

また、本冊子を見ても分からない点につきましては、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

令和5年1月

茨 城 県

【用語説明】

本文中で使用している主な用語について説明します。

なお、特にことわりのない限り、「法」は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、「規則」は地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）を表します。

- ◎元 売 業 者・・・軽油の製造、輸入又は販売することを業とし、総務大臣の指定を受けている方
- ◎特 約 業 者・・・元売業者との販売契約に基づき継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とし、都道府県知事の指定を受けている方
- ◎石油製品販売業者
 - ・・・元売・特約業者以外の石油製品の販売を業とする方
- ◎需 要 家・・・軽油の販売を行わず、自己で軽油を消費する方
- ◎特別徴収義務者・・・軽油を引き取った方から代金と合わせて軽油引取税を徴収し、都道府県に納める方で、原則として、元売業者・特約業者の方
- ◎申 告 納 入・・・特別徴収義務者が、徴収すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納めること
- ◎申 告 納 付・・・納税者が、納付すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納めること
- ◎軽油の引取り・・・軽油の売買などの取引がなされた上で、引取者に軽油の所有権が移転すること
- ◎現 実 の 納 入・・・配達した軽油の貯蔵タンク等への納品などにより、軽油が引取者の直接的支配下に移転すること
- ◎商 流・・・軽油の受発注等の取引関係の流れのこと（納品を伴わないものを含む）
- ◎物 流・・・軽油の物理的な移動の流れのこと
- ◎持 届 け・・・タンクローリー等により油槽所からSS等へ軽油を納入すること
- ◎倉 取 り・・・タンクローリー等により油槽所へ軽油を引取りに行くこと

目次

第1 軽油引取税について	
1 軽油引取税の申告等について	
(1) 軽油引取税の課税について	1
参考 納入地の例	2
(2) 報告の義務等について	4
(3) 申告納入（納付）の期限について	4
(4) 納入・納付が遅れた場合の延滞金について	4
(5) 申告が遅れた場合等の加算金について	5
(6) 既に軽油引取税を課された軽油（課税済軽油）の申告について	5
(7) 免税軽油及び免税証（軽油引取税免税証）について	5
(8) 徴収猶予（納税の延期）や納入義務の免除等について	6
(9) 在庫差量の取扱いについて	6
2 特別徴収義務者の登録等について	
(1) 特別徴収義務者の登録	7
(2) 軽油引取税特別徴収義務者証	8
(3) 事業の開廃等の届出	8
(4) 帳簿の記載義務	8
(5) 引取りに係る特別徴収義務者に対する書類の提出及び保存	8
第2 申告・報告等にあたり提出いただく書類について	9
— 申告書・報告書等の記入例 —	
第3 Q & A	
Q 1 申告書の提出先	32
Q 2 倉取りを行った場合の納入地	33
Q 3 課税済軽油を引渡したときの申告	34
Q 4 免税軽油を扱ったときの手続き	35
Q 5 特別徴収義務者交付金の概要	35
Q 6 事業者コード・事業所コードの概要	36
第4 軽油引取税の罰則について	38
■ 不正軽油撲滅広報用チラシ	39
■ 県税事務所のご案内	40

第1 軽油引取税について

1 軽油引取税の申告等について

(1) 軽油引取税の課税について

軽油引取税の沿革

軽油引取税は、昭和31年に道路に関する費用に充てるための目的税として創設されましたが、平成21年4月の税制改正により一般財源化され、目的税から普通税となりました。

課税の対象と納税義務者

軽油引取税は、原則として特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して、引取りを行う者を納税義務者として課税されます(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りは、課税の対象となる軽油の引取りから除外されます。)

納入地と課税を行う都道府県

軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに係る当該軽油の納入地所在の都道府県が課税権を持ちます。

「納入地」とは、当該軽油が引取者の直接的支配下に移転した際の場所になります。ただし、石油製品の販売業者(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造者等)が引取りを行った場合、納入地はその軽油を現実に入れた販売業者の事業所所在地となります。

同じ場所での引取りであっても、軽油の引取りの方法(持届け、倉取り)及び引取りを行った事業者の区分(元売業者・特約業者、石油製品販売業者、需要家)によって「納入地」が異なる場合があります、それに伴い課税を行う都道府県が変わりますので、ご注意ください。

誤った都道府県に申告納入を行った場合、更正・決定を行うことになります。

(「参考 納入地の例」[P.2~3](#)、[第3章 QA の Q1・2](#)[P.32~34](#)をご覧ください。)

[根拠規定 法第144条の2第1項(かつこ書き)]

徴収方法

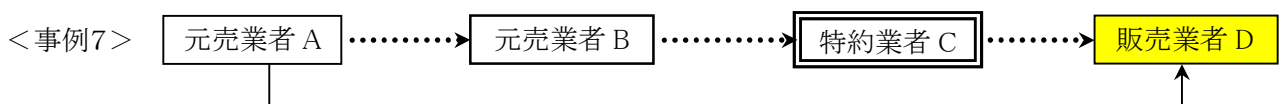
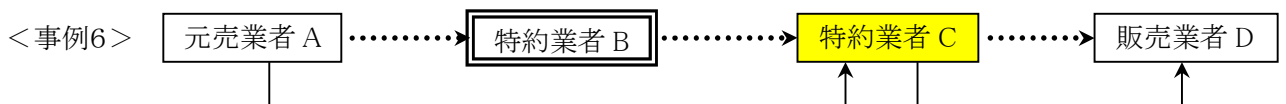
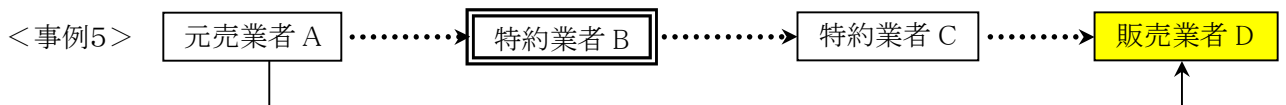
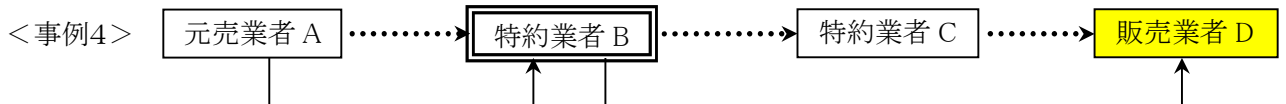
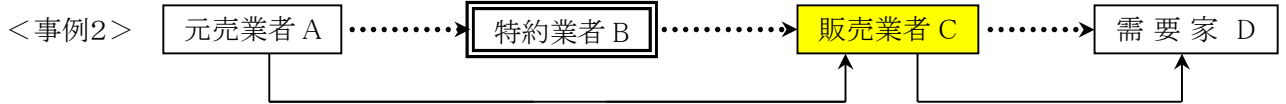
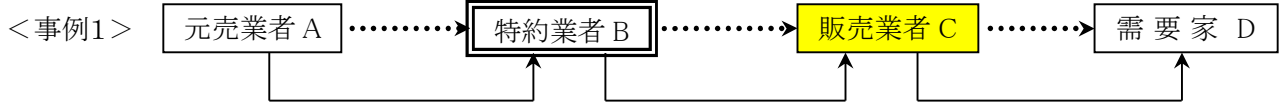
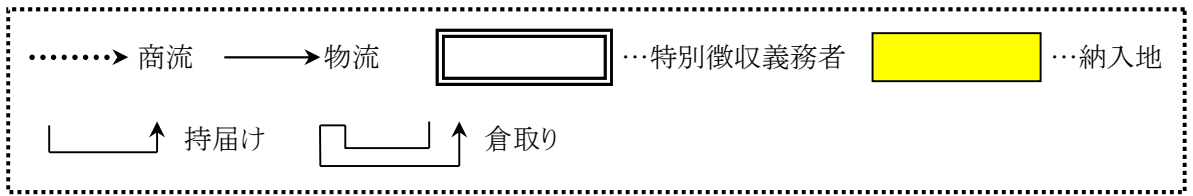
特約業者又は元売業者は、軽油を販売したときに軽油の代金とともに軽油引取税を納税義務者から徴収し、1か月分をまとめて翌月末日までに、軽油の納入地所在の都道府県知事(県税事務局長)に「軽油引取税納入申告書」([第16号の10様式・記入例](#)[P.11](#))によって申告をして納めます。このような制度を特別徴収義務者制度といいます(納入数量がない月でも申告書の提出が必要です。)

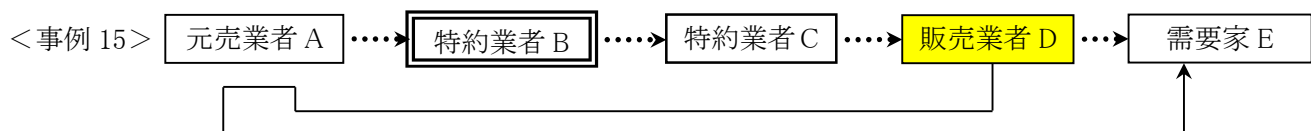
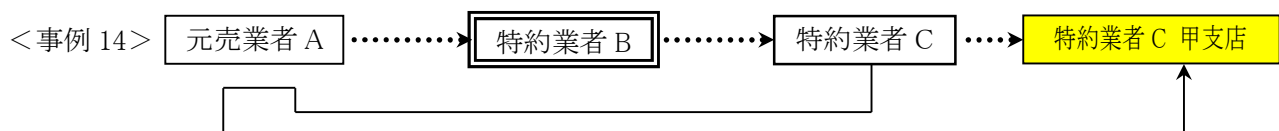
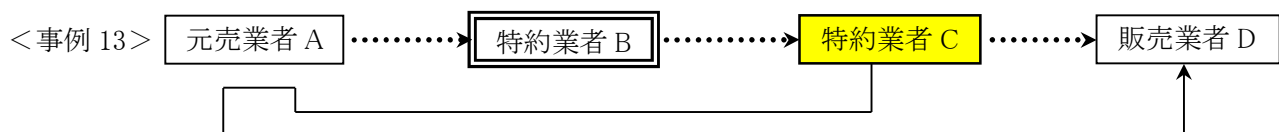
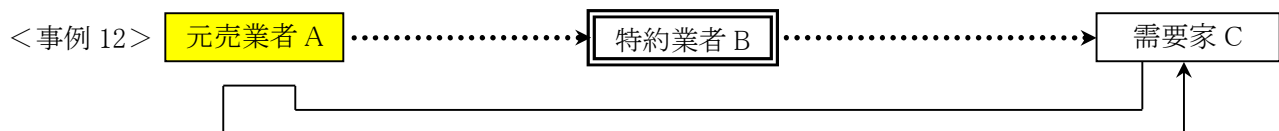
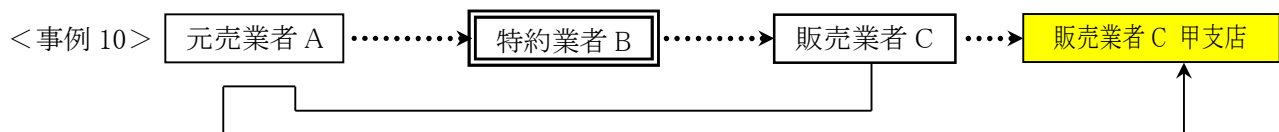
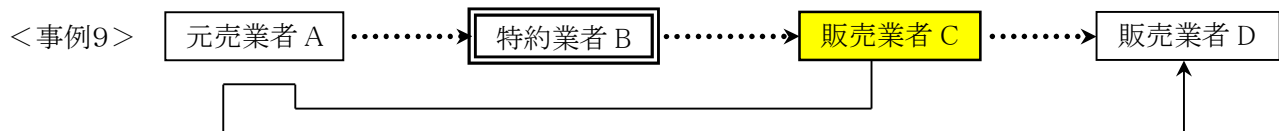
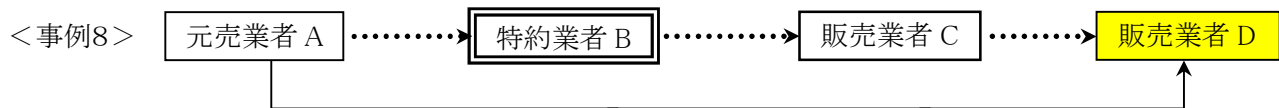
税率

当分の間、軽油1キロリットルにつき32,100円となっています。

[根拠規定 法第144条の2第1項、法第144条の14第2項、法附則第12条の2の8]

参考 納入地の例





(2) 報告の義務等について

○ 軽油の受払い等の数量報告書（第16号の41様式・記入例☞P.14）

元売業者、特約業者及び軽油製造業者は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量等の事項を記載した報告書を、その主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事(県税事務所長)に提出しなければなりません。

[根拠規定 法第144条の35第1項]

※ 元売業者の方は、このほかに元売業者が納入を行った軽油について、納入地が所在する都道府県ごとに以下の報告書を提出する必要があります。

- ・ 「納入先別納入数量等報告書」（第16号の37様式・記入例☞P.21）
(引取りを行った者ごとの数量、当該引取りに係る現実の納入を受けた者の事業所ごとの納入数量を記載)
- ・ 「事務所・事業所別納入数量等報告書」（第16号の39様式・記入例☞P.22）
(元売業者の事業所ごとの納入数量を記載)

○ 納付申告書（第16号の12様式・記入例☞P.13）

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合(配達用小型ローリーへの給油等)などは、申告納付をする必要があります。

このほか、当該消費に係る数量も報告しなければなりません(第16号の41様式・記入例☞P.14・P.19)。

[根拠規定 法第144条の3第1項第1号・第2号、法第144条の18第1項第5号]

(3) 申告納入(納付)の期限について

- ① 申告納入(納付)の期限は、翌月の末日です。
月末が休日(土・日・祝日)等にあたる場合には、その翌日が申告納入(納付)の期限となります。
- ② 毎年11月分の申告納入・納付の期限は、年末年始の特例により、1月4日(休日にあたる場合は、翌日)となります。
- ③ 申告書を郵送で提出する場合で、控えの返送を希望する場合には、返信用封筒(切手を貼付してください)を同封してください。

[根拠規定 法第144条の14第2項、法第144条の18第1項第5号]

(4) 納入・納付が遅れた場合の延滞金について

税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります(100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その延滞金を切り捨てます。)

[根拠規定 法第144条の45・46、法20条の4の2第5項]

[延滞金の率について(令和3年1月1日以降)]

納期限の翌日から 1ヶ月を経過する日まで	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から 納税の日まで
「延滞金特例基準割合※+1%」と 「年7.3%」のいずれか低い割合	「延滞金特例基準割合※+7.3%」と 「年14.6%」のいずれか低い割合
(参考)各年の延滞金の率については、茨城県ホームページをご覧ください。 アドレス http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/qa/nozei.html#q7	

※ 「延滞金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

(5) 申告が遅れた場合等の加算金について

- ① 期限後申告の場合
不申告加算金等が課されます。
- ② 過少申告の場合
更正処分を受けることになり、過少申告加算金等が課されます。
- ③ 申告をしなかった場合
決定処分を受けることになり、重加算金等が課されます。

※ 加算金は、税額の5%~50%です。 [根拠規定 法第144条の47・48]

(6) 既に軽油引取税を課された軽油(課税済軽油)の申告について

納入申告書(第16号の10様式・記入例☞P.11)の「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄に記載がある場合は、軽油引取税課税免除承認申請書(様式第24号・記入例☞P.23)の提出が必要です。

なお、申請書には、流通状況を示す書類(納品書、請求書等)や課税済証明書等を添付してください。

※ 申請書等の提出がない場合や内容に不備がある場合は、課税免除は受けられません。

[根拠規定 法第144条の14第2項・第4項、規則8条の37第2号]

(7) 免税軽油及び免税証(軽油引取税免税証)について

農業、漁業などの特定の業種については、軽油引取税の免税制度があります。免税証により引き取った軽油(免税軽油)については、軽油引取税はかかりません。

免税軽油を使用する者は、あらかじめ県税事務所から承認を受けたうえで、免税証の交付を受け、免税証に記載された販売店で、軽油と免税証を引き換えることにより免税軽油を購入することができます。

免税軽油の納入があり、納入申告書(第16号の10様式・記入例☞P.11)の「免税証による軽油の納入数量(オ)」欄に記載がある場合は、回収免税証整理表(様式第25号・記入例☞P.24)の提出が必要です。

なお、免税証には有効期間が定められており、免税軽油の引取り時に有効期間外の免税証は使用できませんので、ご注意ください。

(免税軽油を扱った場合の申告については、**第3章QAのQ4**⇨**P.35**をご覧ください。)

免税証の取扱いにあたっては、次の行為が禁止されています。

- ・免税証を他人に譲り渡したり、譲り受けること。
- ・免税証を免税軽油の引取り前に販売業者に渡すこと。
(使用前の免税証について、販売業者等があらかじめ預かることはできません。)
- ・免税証に記載された数量と異なる量の免税軽油の引取り。
- ・県税事務所から承認されていない用途及び機械への使用。

[根拠規定 法第 144 条の 21]

(8) 徴収猶予（納税の延期）や納入義務の免除等について

① 徴収猶予

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納期限までに回収できないときは、納期限から2か月以内の期間に限って徴収猶予の申請をすることができます。(様式第117号・記入例⇨**P.25**) [根拠規定 法第 144 条の 29]

② 納入義務の免除等

納税者の破産等により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部が徴収不能になったときや、特別徴収義務者が徴収した軽油引取税を災害等の理由で亡失したときは、徴収不能額の還付又は納入義務の免除の申請をすることができます。

[根拠規定 法第 144 条の 30]

※ ①、②についての必要な添付書類は、県税事務所までお問い合わせください。

(9) 在庫差量の取扱いについて

在庫差量とは、気温による軽油の自然増減、計量誤差等による場合に適用されますので、在庫差量が自己消費によることが明らかな場合は、適用されません。

したがって在庫差量が自己消費による場合は、その自己消費数量に係る軽油引取税を、翌月末日までに申告納付しなければなりません。(第16号の12様式・記入例⇨**P.13**)

また、在庫差量が、災害、盗難等による場合は、それらを証明する書類を添付して県税事務所長に、その旨申し出てください。

◎ 在庫差量の申告納付における注意事項

- ・ 申告期限及び納期限
毎年3月末日(2月分申告時)
- ・ 申告数量

事務所又は事業所ごとに前年3月から当年2月分までの在庫差量を算出し、実在庫数量が帳簿上の在庫数量を下回る場合は、その差量が 100 リットル以上である事務所又は

事業所の合計数量を申告数量とします。

- ・ 申告書及び在庫数量等明細書の提出

軽油引取税納付申告書(第16号の12様式・記入例☞P.13)の「特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合」の欄((オ)の欄)に当該数量を記入し、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」(記入例☞P.27)を添付のうえ、提出します。

なお、当年2月分で自家消費があったときには、合計して申告します。

※ すべての事務所又は事業所において在庫差量が 100 リットル未満であるときは、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」のみ提出します。

(例: 4給油所を所有している場合)

給油所名	前年3月実績～当年2月実績 までの在庫差量の合計	備 考
A給油所	150.000 リットル	申告対象
B給油所	90.000 リットル	明細書のみ提出
C給油所	△60.000 リットル	明細書のみ提出
D給油所	100.000 リットル	申告対象
合計	280.000 リットル	

※ この場合、在庫差量の申告数量は、A給油所及びD給油所の合計250リットルになります。

2 特別徴収義務者の登録等について

(1) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、次に掲げる場合には定められた期限までに「特別徴収義務者登録申請書」(様式第116号・記入例☞P.28～29)を県税事務所長に申請する必要があります。

[根拠規定 法第144条の15第1項]

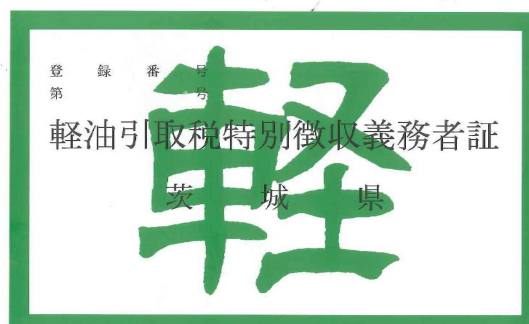
提出が必要なとき	提出の時期
事務所・事業所の営業を開始しようとする場合	開始の5日前まで
事務所・事業所の営業開始後に特別徴収義務者の指定を受けることとなった場合	指定を受けることとなった日から5日以内
引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合	納入の日の属する月の翌月末日まで

※ なお、登録に変更が生じたときにも変更の届出(「軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書」(様式第116号の3・記入例☞P.30))が必要になります。

(2) 軽油引取税特別徴収義務者証

県内に事務所・事業所を有する場合には特別徴収義務者であることを証する証票が交付されますので、事務所又は事業所の見やすいところに掲示してください。

[根拠規定 法第 144 条の 16]



(3) 事業の開廃等の届出

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者は、事業の開始・廃止・休止をしようとするときは、主たる事務所・事業所を管轄する県税事務所に「事業の開廃等の届出書」(第16号の35様式・記入例⇨P.31)をその5日前までに届け出なければなりません。

なお、当該届出事項に異動(変更)が生じた場合は、遅滞なくその変更に係る内容を届け出なければなりません。

[根拠規定 法第 144 条の 34 第 1 項・第3項、規則第8条の45第1項・第3項]

(4) 帳簿の記載義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者は、帳簿を備え、事務所又は事業所ごとに軽油の引取等に関する事実を帳簿に記載しなければなりません。

主な記載事項は次のとおりです。

- 引取り、引渡し、納入に関する軽油の数量、取引年月日、相手方の名称及び所在地
※ 現実の納入を伴わない場合にも、帳簿の記入が必要となります。
- 毎月末日における軽油の在庫数量
- 消費した軽油の数量及び消費の年月日

[根拠規定 法第 144 条の 36]

(5) 引取りに係る特別徴収義務者に対する書類の提出及び保存

軽油の引取りを行った者は、その事業所ごとに納入を受けた軽油の数量、年月日、当該納入に関する者の氏名等について当該引取りに係る特別徴収義務者に書類を提出しなければならず、当該特別徴収義務者は、提出を受けた書類を7年間保存しなければなりません。

[根拠規定 法第 144 条の 35 第6項・第7項]

第2 申告・報告等にあたり提出していただく書類について

紫の様式…総括表
 緑の様式…商流
 赤の様式…物流

(1) 元売業者及び特約業者が作成する申告書・報告書

	作成の目的		様式名	様式の色	様式の番号	頁
申告書	軽油引取税の税額を計算し、申告する	納入	軽油引取税納入申告書	紫	第16号の10本表	11
			軽油の納入数量明細書 [0申告の場合不要]	赤	第16号の10別表	12
		納付	軽油引取税納付申告書 [納付申告がある場合のみ]	紫	第16号の12	13
報告書	軽油の受入・払出・在庫などを一覧表にまとめて報告する		軽油の受払い等の数量報告書	紫	第16号の41本表	14
	第16号の41(本表)の内訳	軽油の受入数量(主に仕入など)を報告する	引取数量(受払い等の数量)引渡しを行った者別・道府県別明細書	緑	第16号の41別表1	15
			引取数量(現実の受払い等の数量)納入を行った者別・道府県別明細書 [現実の引取りがない場合不要]	赤	第16号の41別表2	16
	第16号の41(本表)の内訳	軽油の払出数量(主に売上・自家消費など)を報告する	引渡数量(受払い等の数量)引取りを行った者別・道府県別明細書	緑	第16号の41別表5	17
			引渡数量(現実の受払い等の数量)納入を受けた者別・道府県別明細書 [現実の引渡しがない場合不要]	赤	第16号の41別表6	18
			消費数量明細書 [該当する場合のみ]	赤	第16号の41別表7	19
		軽油の在庫数量を報告する	在庫数量(現実の受払い等の数量)明細書 [軽油の貯蔵施設がある場合]	赤	第16号の41別表10	20

※現実の引取り・引渡しがない場合とは商流のみしか取り扱っていない場合をいいます。

(2) 元売業者のみが作成する報告書

	作成の目的		様式名	様式の色	様式の番号	頁
報告書	元売業者が納入を行った軽油の流通状況を報告する		納入先別 納入数量等報告書	紫	第16号の37	21
	元売業者が納入を行った軽油について、どこの油槽所・事業所から出荷されたかを報告する		事務所・事業所別 納入数量等報告書	紫	第16号の39	22

- ・ 各様式は3枚複写となっています。
- ・ 1枚目は、申告・報告内容を記入する様式です。
- ・ 2枚目は、電子データ作成用の入力様式です。県税事務所で使用するものになりますので、提出時に取り外さないようにお願いします。
- ・ 3枚目は、控え様式です。

(3) 申告書と一緒に提出していただくその他の書類

作成の目的	様式名	様式の番号	頁
既に軽油引取税を課された軽油の課税免除を申請する	軽油引取税課税免除承認申請書	第24号	23
免税軽油の課税免除を受ける	回収免税証整理表	第25号	24
軽油引取税の徴収猶予を申請する	軽油引取税徴収猶予申請書 月分売掛数量明細書（徴収猶予申請分）	第117号 第27号	25 26
給油所等の在庫数量を報告する	事務所又は事業所別在庫数量等明細書 （毎年の3月申告で提出）	—	27

(4) 特別徴収義務者の登録等にあたり提出していただく書類

作成の目的	様式名	様式の番号	頁
特別徴収義務者の登録を申請する	軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	第116号	28
特別徴収義務者の登録内容の変更を申請する	軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書	第116号の3	30
事業の開始・廃止・休止等の届出をする	事業の開廃等の届出書	第16号の35	31

ホームページもあわせてご活用ください。

- 軽油引取税の申告等の関係様式の一部は、茨城県ホームページからダウンロードできます。

◀アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html#q8> ▶

(茨城県ホームページの「茨城で暮らす」→「税金」
→「くらしと県税」→「県税のホームページへようこそ」
→「各種様式ダウンロード」の「軽油引取税」)



申告書・報告書等の記入例

軽油引取税納入申告書

第十六号の十様式（提出用）

処理事項欄は課税庁で記入
(以下同様)

事業者コード 0811110001 | 事務所コード 08001 | 処理区分 00 | 予備 1005111 | 整理番号

提出先の県税事務所名を記入
(水戸、常陸太田、行方、土浦、筑西)

納税番号を記入
(以下同様)

受付印

令和 〇〇 年 5 月 31 日

発行年月日
通信日付印 | 確認印 | 申告年月日

茨城県 水戸 県税事務所長 殿

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称	第 1005111 号 A石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇													
登録特別徴収義務者の住所又は所在地	茨城県水戸市笠原町 978-6													
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号	経理部 経理係 〇〇 〇〇 (電話 029-301-xxxx)													
令和 〇〇 年 04 月分軽油引取税納入申告書														
4 月中における引き渡しに係る軽油の納入量	「元売→元売」 「元売→特約」間の引取り										20 000 . 000 <small>リットル</small>			
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量	(イ)												
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量	(ウ) 輸出												
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量	(エ) 課税済 5 000 . 000												
	免税証による軽油の納入数量	(オ) 免税軽油 1 000 . 000												
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量	(カ)												
	小 計	小数点4位以下 端数を切り上げ										(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ) (キ) 6 000 . 000		
差 引 計	(ア)-(キ)										(ク) 14 000 . 000			
欠 減 量	$(ク) \times \frac{1}{100} \left[\frac{0.3}{100} \right]$										(ケ) 140 . 000			
再 差 引 計	(ク)-(ケ)										(コ) 13 860 . 000			
この申告によって納入すべき軽油引取税額 32.1 円 × (コ)											(サ) 444 906 円			
申告期限	〇〇	年	05	月	31	日	添付書類							
納入予定日	〇〇	年	05	月	31	日	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証							

税額1円未満の端数を切り捨て

免税証による納入数量がある場合には、添付した免税証の枚数、数量を記入する

添付免税証
▶ 12 枚 (1,000 リットル分)

軽油は揮発性を有することから、納入数量(差引計)から控除される量(特約業者からの引取りに係る軽油:1%・元売業者からの引取りに係る軽油:0.3%)

※軽油の納入がない月も納入申告書の提出は必要です。

軽油引取税納付申告書

(令和〇〇年 4月 1日 ~ 4月 30日分)

受付印

令和 〇〇 年 5 月 31 日

茨城県 水戸 県税事務所長 殿

納付申告書の課税区分

A 燃料炭化水素油課税
(法144条の2第3項)
元売業者又は特約業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売したことに対する課税

B 製造軽油等の販売業者課税
(法144条の2第4項)
石油製品販売業者が製造軽油を販売又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売したことに対する課税

C 保有者課税
(法144条の2第5項)
自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費したことに対する課税

D 所有者課税
(法144条の2第6項)
特別徴収義務者が特別徴収義務消滅時点で未課税軽油を所有していることに対する課税

E みなす課税
(軽油の引取りとみなし課税)

a (法144条の3第1項第1号、2号)
特別徴収義務者が自ら軽油を消費したことに対する課税

b (法144条の3第1項第3号)
免税軽油を譲渡したことに対する課税

c (法144条の3第1項第4号)
免税軽油を用途外使用したことに対する課税

d (法144条の3第1項第5号)
特別徴収義務者以外の者が軽油を製造し、当該軽油を譲渡又は消費したことに対する課税

e (法144条の3第1項第6号)
特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入したことに対する課税

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右詰で記載)

納税者の氏名又は名称 **A石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇** この申告書に回答する係及び氏名並びに電話番号 **経理部 経理係 〇〇 〇〇** (電話 029-301-x x x x)

納税者の住所又は所在地 **茨城県水戸市笠原町 978-6**

令和 〇〇 年 0 4 月分

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
0811110001	0800100		1005111	
発信年月日	確認印	申告年月日		
通信日付印				

※処理事項

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(オ)欄に該当数量を記入の上、申告納付する。

課税の区分	数	量	課税の区分	数	量
(イ) 特別業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	①	販売した燃料炭化水素油の数量	⑩	消費した軽油の数量	100.000
控除分	②	①のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量	(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	⑪	⑩のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量
	③	①のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量		⑫	⑩のうち既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量
	④	①のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量		⑬	⑩のうち既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量
差引計	①-②-③	(ア)	差引計	⑩-⑪-⑫-⑬	100.000
(ロ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	④	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	(イ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	⑭	譲渡した軽油の数量
控除分	⑤	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量	(ロ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	⑮	⑭のうち軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量
	⑥	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量		⑯	⑭のうち揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量
	⑦	④のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量		⑰	⑭のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量
	⑧	④のうち課税の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量		⑱	⑭のうち既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量
差引計	④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)	差引計	⑭-⑮-⑯-⑰-⑱	
(ハ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	⑨	消費した炭化水素油の数量	(ロ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	⑲	輸入した軽油の数量
控除分	⑩	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量	(ハ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	⑳	⑲のうち軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量
	⑪	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量		㉑	⑲のうち既に揮発油税が課税され又は課されるべき揮発油の数量
差引計	⑨-⑩-⑪	(イ)	差引計	⑲-⑳-㉑	
(ニ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	⑫	所有に係る軽油の数量	合計	(ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(キ)+(ク)+(ケ)	100.000
控除分	⑬	⑫のうち既に軽油引取税が課税され又は課されるべき軽油の数量	納付すべき軽油引取税額	32.1円×㉒	3210
	⑭	⑫のうち元売業者が納期までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量			
	⑮	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量			
差引計	⑫-⑬-⑭-⑮	(イ)			

添付免税証 枚(リットル分)

第十六号の十二様式(提出用)

※本様式及び各別表は、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にのみ提出すること。

軽油の受払い等の数量報告書

受付印

令和〇〇年5月31日

茨城県水戸県税事務所長 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
0811110001	08001	00	1005111	
報告年月日				
区分	元	特	製	

以下の㉖～㉑の数値は、各別表の合計欄の数値と一致する。

※「受入れ」、「払出し」の「その他」欄
→月末の実在庫数量と計算上の帳簿
在庫数量に差が生じた場合に増減した
軽油の数量を記入し、併せて、その
内容を「備考」欄に記入すること。

電話 029-301-xxxx

令和〇〇年04月分

商流について記入

物流について記入

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)		
氏名又は名称	A石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇															
住所又は所在地	茨城県水戸市笠原町 9															
摘要	受払い等の数量					現実の受払い等の数量					備考					
前々月末在庫数量	8 000 . 000					8 000 . 000										
うち課税済みのもの																
受入れ	製造数量															
	うち課税済みのもの															
	輸入数量	㉖					㉗									
	引取数量	別表1					別表2									
	うち課税済みのもの	5 000 . 000					5 000 . 000									
	返還を受けた数量															
	うち課税済みのもの															
その他																
うち課税済みのもの																
合計	㉘					㉙										
うち課税済みのもの	㉚					㉛										
払出し	引渡数量	別表5					別表6									
	うち課税済みのもの	5 000 . 000					5 000 . 000									
	消費数量	別表7					別表7									
	うち課税済みのもの	100 . 000					100 . 000									
	返還を行った数量	㉜					㉝									
	うち課税済みのもの															
その他																
うち課税済みのもの																
合計	㉞					㉟										
うち課税済みのもの	㊱					㊲										
前月末在庫数量	別表10					別表10										
うち課税済みのもの																

前月の数量報告書下段の「前月末在庫数量」と一致すること。

受入れ合計には「前々月末在庫数量」を含めない。

第十六号の四十一様式（提出用）

引取数量(受払い等の数量) 引渡しを行った者別・都道府県別明細書		※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
(受入れ) 報告者の氏名又は名称 A石油株式会社			0811110001	08001	00	1005111	
			報告年月日				
令和 〇〇 年 04 月分						1	枚のうち
						1	枚目
引渡しを行った者の氏名又は名称	引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名	事業者コードを記入	引取数量		備考		
			うち課税済みのもの				
C石油(株)	茨城県	1333330001	15	000.000			
		08					
特約石油(株)	茨城県	0822220001	5	000.000			
		08	5	000.000			
C石油(株)	福島県	1333330001	15	000.000			
		07					
		都道府県コードを記入					
【記入の要領】 ①「引渡しを行った者の氏名又は名称」には、 商流ベースの仕入先の名称 を記入する。 支店名、営業所名等の記入は不要。 ②「引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名」には、報告者から注文（オーダー）を受けた事務所等が所在する都道府県名を記入する。							
計			㊦	35	000.000		
				5	000.000		

※合計数量：
 複数枚ある場合には、最終ページのみに記入する。
 第16号の41本表㊦と一致。

(払出し) **引渡数量(現実の受払い等の数量)**
納入を受けた者別・都道府県別明細書

報告者の氏名又は名称
A石油株式会社

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
0811110001	08001	00	1005111	
報告年月日				

令和 年 月分

1 枚のうち
1 枚目

納入を受けた者の氏名又は名称	納入を受けた者の事務所 又は事業所所在の道府県名	事業者コードを記入	納入を行った数量 うち課税済みのもの	備考
(有)B建設	茨城県	5880000152 08	5 000 . 000	
EE運送(株)	茨城県	5812340004 08	2 000 . 000	
自動車の保有者	茨城県	9999990208 08	10 000 . 000	
自動車の保有者	福島県	9999990208 07	10 000 . 000	
		都道府県コードを記入	.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
計			Ⓘ 27 000 . 000 5 000 . 000	

【記入の要領】

①「納入を受けた者の氏名又は名称」には、**物流ベースの販売先の名称**を記入する。支店名、営業所名等の記入は不要。

②「納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県名」には、報告者から現実の納入を受けた者の納入に係る事務所等が所在する都道府県名を記入する。

※合計数量：
複数枚ある場合には、最終ページのみに記入する。
第16号の41本表Ⓘと一致。

(払出し) 消費数量明細書

※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	0811110001	08001	00	1005111	
	報告年月日				

報告者の氏名又は名称
A石油株式会社

令和 年 月分

1 枚のうち
1 枚目

事務所又は事業所		消費数量		備考
名称	所在地	うち課税済みのもの		
A石油(株) 水戸給油所	水戸市笠原町978-6	0811110032	100.000	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
計			⓪ 100.000	

自社スタンドの事業所コードを記入する。
自家消費のない場合は、本表は提出の必要はない。

【記入の要領】
自らの消費した軽油数量について、事務所又は事業所ごとの内訳を記入する。

※合計数量：
複数枚ある場合には、最終ページのみに記入する。
第16号の41本表⓪と一致。

第十六号の四十一様式別表七（提出用）

元売業者のみが報告する様式

受付印

納入先別
納入数量等報告書

令和〇〇年 5月31日

茨城県水戸県税事務所長 殿

個人番号
又は
法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※処理事項

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
1333330001	08001	00	1006111	
報告年月日				

氏名又は名称

C石油株式会社 経理部 〇〇 〇〇

住所又は所在地

東京都新宿区西新宿×-×-×

(電話 03-××××-××××)

令和 〇〇 年 04 月分

1 枚のうち
1 枚目

納入を行った軽油について引取りを行った者

納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳

氏名又は * 事業者コードを記入 は所在地	引渡数量	氏名又は名称 * コード	住所又は所在地	納入数量
	うち課税済みのもの			うち課税済みのもの
A石油(株) * 0811110001 水戸市 笠原町 978-6	14 000.000	A石油(株)水戸油槽所 * 0811110029	水戸市 事業所コードを記入 078-6	11 000.000
* 0811110001		県税石油(株)那珂給油所 * 0831100081	那珂市菅谷 ×-×-×	3 000.000
F石油(株) * 1311110001 東京都千代田区大手町 ×-×-×	10 000.000	F石油(株)土浦給油所 1311110029	土浦市真鍋 1-1-1	10 000.000
G石油(株) * 1411110001 神奈川県川崎市宮前 ×-×-×	6 000.000	H運輸(株)水戸営業所 * 5912340034	水戸市千波町1	6 000.000
* 〇〇〇〇〇〇〇〇		* 〇〇〇〇〇〇〇〇		
計	30 000.000	計		30 000.000

【記入の要領】

「引渡数量」の欄には引取りを行った者ごとの軽油の納入数量を記入する。
「納入数量」の欄には引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量について、納入を受けた者の事務所又は事業所の納入数量の内訳を記入する。

※合計数量:
複数枚ある
場合には、最
終ページの
みに記入す
る。

※合計数量:
複数枚ある
場合には、最
終ページの
みに記入す
る。

備考

第十六号の三十七様式(提出用)

軽油引取税課税免除承認申請書

〔課税済軽油の流通経路明細書〕

茨城県 水戸 県税事務所長 殿 令和〇〇年 5月 31日

住所又は所在地 **茨城県水戸市笠原町 978-6**

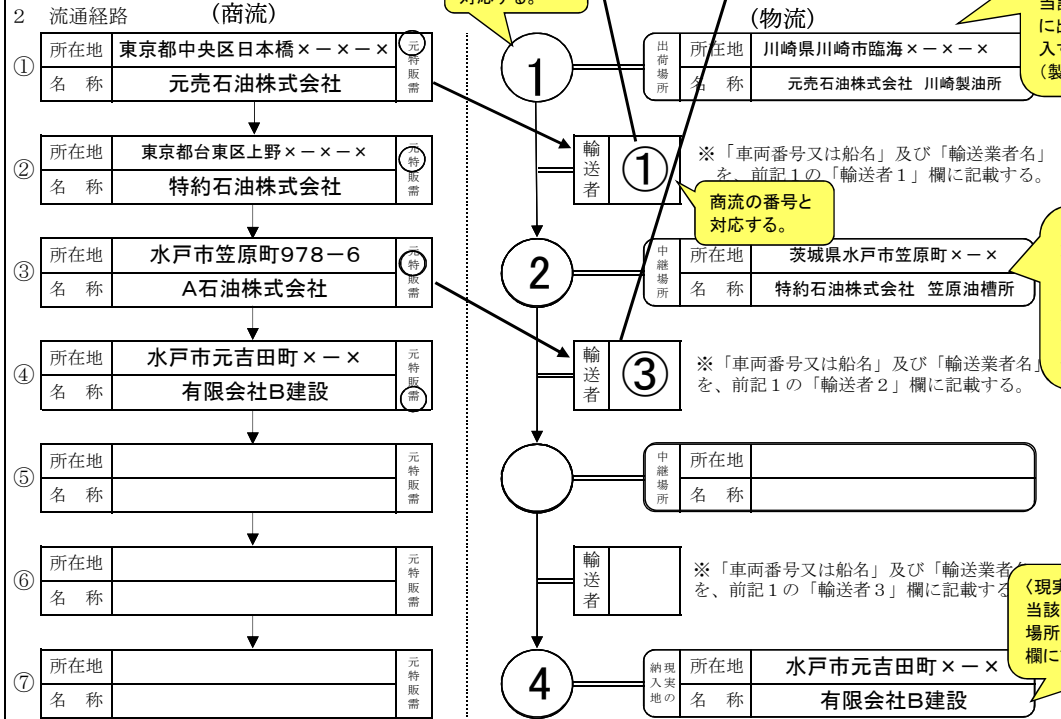
氏名 又は名称 **A石油株式会社**

代表取締役 **〇〇 〇〇**

地方税法第144条の5第2号の規定による課税免除の適用を受けたいので次のとおり申請します。

1 課税済軽油の数量等 (引取りのあった年月日ごとに記入すること)

引取年月日	引取数量	仕入価格	輸送者 1	輸送者 2	輸送者 3
〇〇年4月20日	5,000	88 円	車両番号(船名) 川崎800あ9999 輸送業者名 N石運送(株)	車両番号(船名) 水戸800あ0000 輸送業者名 Uオイルデリバリー(有)	車両番号(船名) 輸送業者名
年月日		円	車両番号(船名) 輸送業者名	車両番号(船名) 輸送業者名	車両番号(船名) 輸送業者名
年月日		円	車両番号(船名) 輸送業者名	車両番号(船名) 輸送業者名	車両番号(船名) 輸送業者名
年月日		円	車両番号(船名) 輸送業者名	車両番号(船名) 輸送業者名	車両番号(船名) 輸送業者名



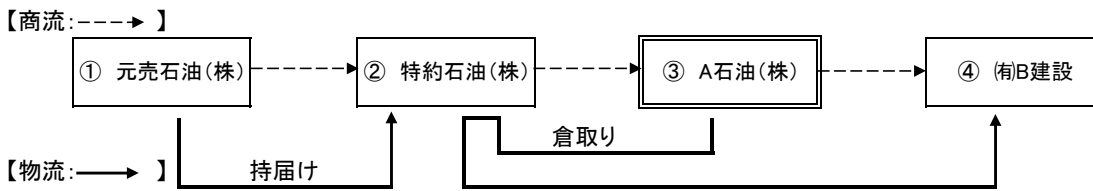
3 軽油引取税を課された状況

上記軽油に対する軽油引取税の特別徴収義務者又は納税義務者	住所又は所在地	東京都台東区上野×××××
	氏名又は名称	特約石油株式会社
上記の軽油引取税を申告した県税事務所等	都道府県名	茨城県
	県税事務所等	水戸県税事務所
	申告年月日	令和〇〇年5月28日

添付書類 課税済証明書、納品書、請求書、その他県税事務所長が必要と認めるもの

注意事項 (1) この申請書は、流通経路が異なる場合には、当該流通経路ごとに提出してください。
(2) 添付書類は、引取りの段階ごとに提出してください。
(3) 調査の結果、この申請書に記載された内容が事実と異なることが判明した場合には、課税免除は受けられません。

◀記載例の流通経路: 商流は①→②→③→④、物流は①が②に持届け後、③が②のタンクに倉取りし、④に納品した。▶



- ・この明細書は、貯蔵設備のある事務所又は事業所ごとに作成すること。
- ・一つの事業所に複数の貯蔵設備がある場合は、その合計数量を記載すること。
- ・明細書⑥の合計欄が100リットル以上の場合、その全量が課税対象となる。

事務所又は事業所別在庫数量等明細書

受付印		令和〇〇年 3 月 29 日 水戸県税事務所長 殿			※ 処 理 事 項	課 長	課 員	担 当
氏名又は名称		A石油株式会社						
住所又は所在地		水戸市笠原町978-6 TEL 029-301-xxxx						
令和 xx 年 3 月 ~ 令和 〇〇 年 2 月分事務所又は事業所別在庫数量等明細書								
事務所又は事業所所在地及び名称		水戸市笠原町978-999 A石油株式会社 水戸油槽所						
貯蔵施設の所在地及び名称		地下タンク	地下タンク	ドラム缶				
設備の容量		10,000 <small>リットル</small>	10,000 <small>リットル</small>	1,000 <small>リットル</small>				
月	月初日の 実在庫数量 ①	当月中の物流上の 受入れ数量 ②	当月中の物流上の 払出し数量 ③	帳簿上の 在庫数量 ①+②-③=④	月末の 実在庫数量 ⑤	差 引 ④-⑤=⑥		
3月	1,200.000 <small>リットル</small>	7,000.000 <small>リットル</small>	6,280.000 <small>リットル</small>	1,920.000 <small>リットル</small>	1,900.000 <small>リットル</small>	20.000 <small>リットル</small>		
4月	1,900.000	6,000.000	6,130.000	1,770.000	1,800.000	△ 30.000		
5月	1,800.000	6,000.000	5,910.000	1,890.000	1,900.000	△ 10.000		
6月	1,900.000	6,000.000	6,230.000	1,670.000	1,600.000	70.000		
7月	1,600.000	7,000.000	6,550.000	2,050.000	2,060.000	△ 10.000		
8月	2,060.000	5,000.000	6,280.000	780.000	800.000	△ 20.000		
9月	800.000	8,000.000	7,350.000	1,450.000	1,400.000	50.000		
10月	1,400.000	7,000.000	4,650.000	3,750.000	3,700.000	50.000		
11月	3,700.000	5,000.000	5,480.000	3,220.000	3,200.000	20.000		
12月	3,200.000	4,000.000	6,170.000	1,030.000	1,045.000	△ 15.000		
1月	1,045.000	6,000.000	5,930.000	1,115.000	1,150.000	△ 35.000		
2月	1,150.000	5,000.000	4,690.000	1,460.000	1,400.000	60.000		
合計	21,755.000	72,000.000	71,650.000	22,105.000	21,955.000	150.000		

貯蔵設備のある事務所事業所の所在地及び名称を記入する。

100ℓ未満の場合は、明細書のみ提出すること。

記載要領

- 1 この報告書は毎年3月末日までに、前年3月から当年2月分までの数量を記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 「当月中の物流上の受入れ数量」欄は、納入を受けた軽油の数量及び納入を行った後返還を受けた軽油の数量の合計を、「当月中の物流上の払出し数量」欄は納入を行った軽油の数量、納入を受けた後返還を行った軽油の数量及び消費した軽油の数量の合計を記載すること。
- 4 「月初日の実在庫数量」欄の数量と、その前月の「月末の実在庫数量」欄の数量は一致すること。

事務所・事業所の営業開始後に特別徴収義務者の指定を受けることとなった場合

様式第 116 号

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書



所長	次長	課長	係長	係員	担当

茨城県	水戸	県税事務所長 殿	令和〇〇年 4月 1日提出
-----	----	----------	---------------

特別徴収義務者 (ア)	氏名又は名称	A石油株式会社										
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇										
	住 所	水戸市笠原町 978-6										
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当っては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。										

【記入の要領】
 (ア)、(イ)、(ウ)、(カ)に記載。軽油の貯蔵施設がある場合には(エ)にも記入すること。
 法人の登記簿謄本を添付して提出すること。
 事務所又は事業所が複数ある場合には、(イ)、(エ)を別紙等でまとめて提出すること。

事務所又は事業所 (イ)	名 称	A石油株式会社 本社(別紙参照)										
	所 在 地	水戸市笠原町 978-6(別紙参照) (301 局 ×××× 番)										

元売業者 (ウ)	氏名又は名称	C石油株式会社										
	住 所	東京都新宿区西新宿×-×-× (03-××××局 ××××番)										

軽油の貯蔵設備の概要 (エ)	種 類	貯 蔵 容 量 及 び 施 設 数										
	固定タンク	(別紙参照)										
	移動タンク											
	そ の 他											

事務所又は事業所の営業開始年月日(オ)	年	月	日
---------------------	---	---	---

特別徴収義務者と指定された日(カ)	令和〇〇年	4月	1日
-------------------	-------	----	----

軽油の納入地 (キ)	
---------------	--

軽油の納入を受ける者の氏名又は名称及び住所 (ク)	
------------------------------	--

※登録番号(納税番号)		※登録年月日	年 月 日	証票受領者	
-------------	--	--------	-------	-------	--

※摘要	
-----	--

引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

様式第 116 号

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書



所長	次長	課長	係長	係員	担当

茨城県		水戸		県税事務所長 殿		令和〇〇年 4月 1日提出								
特別徴収 義務者 (ア)	氏名又は名称	<small>(7桁7) ジーセキユカフシキガイシャ</small> G石油株式会社												
	法人にあつては 代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇												
	住 所	神奈川県川崎市宮前×-×-× (××× 局 ××××番)												
	個人番号又は 法人番号	↓個人番号の記載に当つては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
事務所 又は 事業所 (イ)	名 称													
	所 在 地	(局 番)												
元売業者 (ウ)	氏名又は名称	C石油株式会社												
	住 所	東京都新宿区西新宿×-×-× (03-××××局 ××××番)												
軽油の貯蔵設備の概要 (エ)		種 類	貯 蔵 容 量 及 び 施 設 数											
		固定タンク	(別紙参照)											
		移動タンク												
		そ の 他												
事務所又は事業所の 営業開始年月日(オ)		年		月		日								
特別徴収義務者と 指定された日(カ)		年		月		日								
軽油の納入地 (キ)		茨城県水戸市												
軽油の納入を受け る者の氏名又は 名称及び住所 (ク)		H運輸株式会社 水戸市千波町1												
※登録番号 (納税番号)		※ 登録年月日		年 月 日		証票受領者								
※ 摘 要														

【記入の要領】
 (ア)、(ウ)、(キ)、(ク)に記入。軽油の貯蔵施設がある場合には(エ)にも記入すること。
 法人の登記簿謄本を添付して提出すること。

※茨城県内に所在する事務所または事業所を開設、廃止または休止する場合や、登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出すること。



軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書

(軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書兼用)

茨城県 水戸 県税事務所長 殿		令和〇〇年 3月 15日提出	
特別徴収義務者	登録番号(納税番号)	第 号	
	氏名又は名称	(フリガナ) エーセキユ カブシキガイシャ A石油 株式会社	
	法人にあつては、代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
	住所	茨城県水戸市笠原町978-6 (301 局 ×××番)	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
変更事項	新	旧	
特別徴収義務者	氏名又は名称	(フリガナ)	
	法人にあつては、代表者の氏名		
	住所		
事務所又は事業所	名称	A石油株式会社 土浦給油所	
	所在地	土浦市真鍋〇-〇〇-〇〇	
元売業者	氏名又は名称		
	住所		
軽油の貯蔵設備の概要	種類	貯蔵容量及び施設数	貯蔵容量及び施設数
	固定タンク	ハイオク10kl×1、レギュラー30kl×1、軽油20kl×1	
	移動タンク	4kl×1、450l×1	
その他			
軽油の納入地			
軽油の納入を受ける者の氏名又は名称及び住所			
登録事項変更又は登録消除の事由発生年月日	令和 〇〇年 4月 1日		
登録事項変更又は登録消除の事由	給油所の新規設置		

変更のあった事項について記入する。

- 備考 1 登録事項に変更を生じたとき又は登録消除の事由が発生したときは、遅滞なく、該当する欄に必要な事項を記入して提出すること。
- 2 登録の消除を申請する場合にあつては、交付を受けた特別徴収義務者証を添付すること。

(Q2) 倉取りした場合、納入地(納税地)はどこになりますか。

(Q1)のとおり、軽油引取税が課税される軽油の引取りについては、その軽油の納入地所在の都道府県に申告納入することになっています。

ただし、石油製品の販売業者(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等)が倉取りした場合の納入地は、その軽油を現実に納入した販売業者の事業所所在地となりますので、ご注意ください。

[根拠規定 法第144条の2第1項(かっこ書き)]

< 事例 >

	東京都	茨城県	千葉県	納入地
①	元売業者 A 特約業者 B 倉取り	販売業者 C 茨城本店 給油		茨城県
②	元売業者 A 特約業者 B 倉取り	販売業者 C 茨城本店 給油	販売業者 C 千葉支店 ※Cは同一の販売業者	千葉県
③	元売業者 A 特約業者 B 倉取り	販売業者 C 茨城本店 給油	販売業者 D ※CとDは別販売業者	茨城県
④	元売業者 A 特約業者 B 倉取り	特約業者 B 需要家 C 給油		東京都

事例①

軽油が現実に引き渡された場所が元売業者Aの油層所がある東京都であるため、東京都が納入地であると誤解しやすい事例です。

「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の倉取りを行っているため、販売業者Cの事業所所在地の茨城県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、茨城県に申告納入することになります。

事例②

①の事例と異なり、「石油製品の販売業者」である販売業者Cは、茨城本社ではなく千葉支店に軽油を運んでいます。この場合の納入地は、販売業者Cが軽油を現実に納入した千葉県になります。したがって、特約業者Bは千葉県に申告納入することになります。

事例③

販売業者Cは、倉取りで引き取った軽油を千葉県の販売業者Dに運んでおり、実際に軽油が運び込まれた千葉県が納入地であると誤解しやすい事例です。

しかし、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、①と同様に販売業者Cの事業所所在地である茨城県が納入地となります。したがって、特約業者Bは茨城県に申告納入することになります。

事例④

①～③の場合と異なり、軽油の倉取りを行っているのは、「石油製品の販売業者」ではなく需要家になります。この場合、需要家Cが軽油を現実に引き渡された場所である東京都が納入地となります。したがって、特約業者Bは東京都に申告納入することになります。

(Q3) 課税済軽油で現実の納入を伴って引渡した場合でも、申告は必要ですか。

申告は必要です。また、自己の車両又は雇い上げのタンクローリー等で、元売業者又は他の特約業者の油槽所から引取りを行った場合でも申告は必要です。

軽油引取税納入申告書(第16号の10様式・記入例☞P.11)の「課税対象とならない数量」(エ)欄に当該軽油の納入数量を記載し、その明細となる軽油の納入数量明細書(第16号の10様式別表・記入例☞P.12)とともに申告期限までに提出してください。また、併せて課税免除承認申請書(様式24号・記入例☞P.23)も提出してください。

[根拠規定 法第144条の14第2項・第4項、規則第8条の37第2号]

(Q4) 免税証と引換えに軽油を引渡した場合、課税免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

免税証と引換えに軽油を引渡した場合、免税証を交付(発行)した都道府県知事の承認が得られれば課税免除されます。

軽油引取税納入申告書(第16号の10様式・記入例☞P.11)の「課税対象とならない数量」(オ)欄に当該軽油の納入数量を記載し、免税証と券種ごとの枚数を集計した「回収免税証整理表」(様式第25号・記入例☞P.24)を添付して、申告期限までに提出してください。

なお、以下の免税証では課税免除が受けられません。このような事例はよく見受けられますので、免税証と引換えに軽油を引渡すときは、必ず交付した都道府県、有効期間等を確認してから受理してください。

- 申告期限後に提出された免税証
- 免税証と引換えに軽油を渡したとき、有効期間前又は既に有効期間を過ぎていた免税証
 - ※ 免税軽油使用者だけでなく販売業者についても特別徴収義務者より免税軽油の引取りを行うときは、免税証の有効期間内でなければなりません。
- 納入申告書の提出先である都道府県以外の都道府県が交付(発行)した免税証
 - ※ ただし、船舶の使用者、自衛隊及びJRに対して交付された免税証については、納入申告書の提出先である都道府県が交付(発行)した免税証でなくても、例外的に認められています。

[根拠規定 法第144条の14第4項、規則第8条の37第3号]

(Q5) 特別徴収義務者交付金の概要を教えてください。

特別徴収義務者に対し、特別徴収に要する経費の一部を補助することを目的として交付されているものです。

特別徴収すべき税額を申告期限までに申告し、その全額を納期限までに納入したものについて、その税額の一定割合(2.5%)を特別徴収義務者に交付しています。

また、徴収猶予を受けた場合において、徴収猶予を受けた金額の全額をその猶予期間内に納入したものについても交付対象となります。

交付時期は毎年7月下旬で、交付対象期間(算定期間)は、交付年の前年の3月分から交付年の2月分までです。

なお、交付金額の算定の基礎とした納入金額について、減額更正又は取消等による変更があり、交付金に過払いが生じた場合は、その過払い相当額を返還していただくことになります。

(Q6) 事業者コード・事業所コードについて教えてください。

軽油引取税の申告書及び報告書には、仕入先や販売先の名称・場所等を記載することになります。コードは、その名称・場所等を10ケタの数字で表したものです。

法人・個人事業者(人物)を表すものが**事業者コード**、各事業所や支店等(場所)を表すものが**事業所コード**です。コードに関するお問い合わせは、各県税事務所までご連絡ください。

原則、ここが「000」の場合は事業者コード。
それ以外が事業所コードです。

【コードの例】

08	0002	000	3
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)

(ア) 都道府県コード(2ケタ)・・・次ページの表を参照してください。茨城県は「08」です。

なお、大口の需要家の場合は、都道府県コードに「50」を加えた数字です。茨城県は「58」です。

(イ) 法人等の番号(4ケタ)・・・事業者単位に付与される番号です。

(ウ) 事務所・事業所番号(3ケタ)・・・本店を含む事務所・事業所単位に付与される番号です。

(「000」は、事業者コードに使用されます。「002」は、本店(主たる事業所)の貯蔵設備等コードに使用されます。本店に貯蔵設備がない場合は、便宜上、本店事業所として登録。「003」以降は、その他事業所・貯蔵設備等コードに使用されます。)

(エ) チェックデジット(1ケタ)・・・(ア)から(ウ)の入力誤りを検出するために計算した数値です。

※事業所等が一つのみの大口需要家は、(イ)と(ウ)の番号の付与方法が異なります。

申告書・報告書で使用するコード一覧

第16号の10様式別表	事業所コード	第16号の41様式別表7	事業所コード
第16号の41様式別表1	事業者コード	第16号の41様式別表10	
第16号の41様式別表2		第16号の37様式 左	事業者コード
第16号の41様式別表5		第16号の37様式 右	事業所コード
第16号の41様式別表6		第16号の39様式	

都道府県コードは事業者コードを付与した都道府県を示しています。

☆ 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

重要！！ご注意ください

事業者コード・事業所コードは、取引に関する仕入先や販売先の名称・場所等を数字で表したものであり、流通経路の管理等をこれらのコードによって行っています。このため、誤ったコードや実際の取引と異なるコードを使用すると、課税庁が流通経路などについて事実確認を行う場合があります。

軽油引取税の公平かつ適正な賦課徴収のため、これらのコードの記入にご協力ください。

次のような場合は、管轄の県税事務所にご確認ください。

① 事業所等に移転・新設・廃止した場合

事業所等が移転した場合には事業所コードが変わることがあります。また、事業所等の新設又は廃止した場合には、それぞれ、事業所コードを新設又は廃止をする必要があります。

※ この場合には、「事業の開廃等の届出書」(様式第16号の35・記入例P.29)を主たる事業所等所在地の都道府県に提出してください。

② 使用するコードが不明な場合

継続して取引がある業者のコードが不明な場合は、管轄の県税事務所にご確認ください。

第4 軽油引取税の罰則について

○軽油引取税の脱税をすると(法第144条の41)

内 容	量 刑
脱税に関する罪 (特別徴収義務者が納入金を納入しなかったとき)	懲役:10年以下 罰金:1000万円以下(※)
(不正の行為によって納税者が納付しなかったとき)	懲役:10年以下 罰金:1000万円以下(※)
(不正の行為によって特別徴収義務者が還付を受けたとき)	懲役:10年以下 罰金:1000万円以下(※)
(納税者が申告書の提出期限までに提出しないことにより税を逃れたとき)	懲役:5年以下 罰金:500万円以下(※)

※ 脱税額が定額刑を超える場合には、情状により脱税額が罰金刑の上限となります。

○不正軽油の製造等をすると(法第144条の33)

内 容	量 刑
製造等の承認を受ける義務等に関する罪 (承認を受けなかった者・偽りにより承認を受けた者)	懲役:10年以下 罰金:1000万円以下 (法人)罰金:3億円以下
(不正軽油の製造に使われることを知って原材料・薬品・資金・土地等を提供し又は運搬した者)	懲役:7年以下 罰金:700万円以下 (法人)罰金:2億円以下
(不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売した者)	懲役:3年以下 罰金:300万円以下 (法人)罰金:1億円以下
(承認を受けず灯油や重油などを自動車の内燃機関の燃料として販売・消費した者又は不正の手段により承認を受けた者)	懲役:2年以下 罰金:100万円以下

○県税事務所の検査を拒否すると(法第144条の12)

内 容	量 刑
帳簿書類等の検査や採油、質問などを拒否した者	懲役:1年以下 罰金:50万円以下

STOP

不正 軽油

売らない！
買わない！
使わない！



ディーゼル車に
軽油以外の油を給油したり、
軽油に他の油を混ぜる行為は
脱税行為です。
不正軽油に関わる人は
全て罰せられます。

不正軽油に関する情報をお持ちの方は
不正軽油110番までご連絡ください

- 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っている
- 不審な施設にタンクローリーが入り出している
- あやしい業者が格安な燃料の売込みをしている

不正軽油110番

フリーダイヤル
24時間受付



0120-241-744

ふ せ い な し




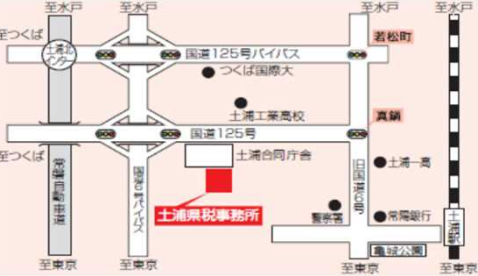

©不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください。 Email : zeimu6@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県不正軽油撲滅対策協議会

一般社団法人茨城県建設業協会・一般社団法人茨城県産業資源循環協会・一般社団法人茨城県自動車整備振興会・茨城県石油商業組合
一般社団法人茨城県トラック協会・一般社団法人茨城県バス協会・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局・茨城県警察本部・茨城県

県税事務所のご案内

軽油引取税の申告・申請等の業務を行う県税事務所は、次のとおりです。

県税事務所名 (担当課)	管轄区域 (特別徴収義務者の主たる 事務所・事業所所在地) 事務所所在地・ 電話番号(担当課)	地図
水戸県税事務所 (課税第一課)	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡 県外本店 ※ 〒301-0802 水戸市柵町1-3-1 029-221-4800(直通)	
常陸太田県税事務所 (課税第一課)	日立市、常陸太田市、高萩市、 北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、 那珂市、那珂郡、久慈郡 〒313-8666 常陸太田市山下町4119 0294-80-3311(直通)	
行方県税事務所 (課税第一課)	鹿嶋市、潮来市、行方市、神栖市、 銚田市 〒311-3893 行方市麻生1700-6 0299-72-0483(直通)	
土浦県税事務所 (課税第一課)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、 かすみがうら市、つくばみらい市、 稲敷郡、北相馬郡 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 029-822-7212(直通)	
筑西県税事務所 (課税第一課)	古河市、結城市、下妻市、常総市、 坂東市、筑西市、桜川市、結城郡、 猿島郡 〒308-8511 筑西市二木成615 0296-24-9192(直通)	

※ 茨城県外に主たる事務所・事業所のある方は、原則として、水戸県税事務所が管轄県税事務所となります。